
第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和5年6月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和5年6月6日 午前9時開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	諸般の報告
日 程 第 4	陳情について
日 程 第 5	町長提出議案上程
日 程 第 6	町長行政報告
日 程 第 7	提案理由の説明
日 程 第 8	質疑
日 程 第 9	委員会付託

本日の会議に付した事件

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	諸般の報告
日 程 第 4	陳情について
日 程 第 5	町長提出議案上程
日 程 第 6	町長行政報告
日 程 第 7	提案理由の説明
日 程 第 8	質疑
日 程 第 9	委員会付託

出席議員(9名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

5月31日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） おはようございます。

去る5月31日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から6月16日までの11日間とします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

7日と8日は休会とし、9日に本会議を再開し一般質問を行います。

10日と11日は休会とします。12日から15日まで各常任委員会及び、予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終16日は午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は本日6月6日から16日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月6日から16日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

3月定例議会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

このうち、5月23日に、島根県町村議会議長会臨時総会が開催されました。この中で、役員の改選が行われ、6月21日から、川本町の植田昌平議長が新しい町村議長会会長に就任することに決定されております。

これらの関係書類につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、現金出納検査結果報告をいたします。監査委員から3月定例議会以降、本日まで

でに実施されました現金出納検査の結果報告がありました。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。みなさんおはようございます。

そういたしますと、去る5月25日、例月現金出納検査を執行いたし、その結果を議長あてに報告しておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 3 号

令和5年5月25日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和5年4月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和5年4月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認められる。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

なお、計数につきましては添付してございますので読み上げは省略し、後ほどご覧いただきたいと思います。以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、陳情についてを議題といたします。

本日までに、陳情 1 件を受理しております。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。陳情第 2 号「小立神橋（こだちかみばし）の欄干の改修整備及び架け替えを求める陳情」については、教育経済常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第 2 号は、教育経済常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程第 5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、報告第 2 号から報告第 7 号及び同意第 8 号から議案第 43 号までの 32 議案を、一括上程いたします。

日程第 6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第 6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。

本日、令和 5 年第 3 回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、世界的な出来事として、先月 19 日から 21 日まで、日本を議長国とした先進 7 カ国首脳会議（G 7 サミット）が広島市で開催されました。

原子爆弾による壊滅的な被害を受けながらも復興を遂げ、世界の恒久平和を願う広島において、主要国の首脳が集い、対話されたことは、極めて大きな意味があったのではないかと考えております。

会期中には、ウクライナのゼレンスキー大統領が対面で出席し、ロシアのウクライナ侵攻に関して団結するよう、国際社会へ訴える場面も見られました。

岸田総理は、武力侵略や核兵器による脅し、ましてやその使用を断固として拒否し、法

の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7の意志を、歴史に残る重みを持って示されましたが、この会議が、将来的に「核兵器や戦争のない世界の平和」につながっていくことを願っております。

次に、丸山県政2期目のスタートについてであります。

4月に行われた島根県知事選挙において、現職の丸山 達也氏が2回目の当選を果たされました。心よりお祝い申し上げます。

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を目指した「島根創生計画」の推進に向けて、手腕を振るっていただきたいと考えております。

同じく、島根県議会議員一般選挙（雲南・飯石選挙区）では、山根 成二氏と高橋 雅彦氏が当選され、山根氏におかれましては、先月、副議長に選任されました。

お二人には、本町をはじめとする中山間地域の発展のために、引き続きご尽力いただけるものと大いに期待するところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の5類移行についてであります。

先月8日から、コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザ等と同様の「5類感染症」となりました。

このことに伴い、手指衛生やマスクの着用といった基本的な感染対策は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとされ、また、幅広い医療機関が診察に対応する体制へ移行となるなど、3年余り続いたコロナ対策は大きな節目を迎えました。

本町は、令和2年2月に「新型コロナウイルス対策本部会議」を設置し、これまでに41回の本部会議を開催してまいりました。この間、町民の皆様をはじめ、町議会、医療・福祉関係者など、多くの皆様にご協力をいただきながら、感染対策に注力してまいりました。この場を借りて、皆様に心からお礼申し上げます。

様々なイベントが復活し、先月行いました小学校陸上競技大会では、保護者の声出し応援が可能となるなど、コロナ禍以前の日常生活が戻ってまいりました。

しかしながら、コロナウイルスが完全に収束したわけではありません。

本町では、関係機関と連携し、高齢者等の重症化リスクが高い方に対し、ワクチン接種を実施するなど、引き続き感染対策に取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。

物価高騰等による住民生活への影響が続く中、これまで、国の物価高騰対策に合わせ、必要な対策を講じてきたところであります。

こうした中、国は3月に、低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給すること、及びエネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、各自治体が地域で必要な支援が実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額・強化することを決定しました。

これを受け、本町といたしましては、低所得の子育て世帯に対し児童一人あたり 5 万円を支給する特別給付金について、4 月に補正予算を専決処分しており、対象となる世帯へ速やかに給付いたしました。

「低所得の世帯や家計が急変した世帯」への経済的な支援としましては、対象世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円の給付金を支給したいと考えております。

また、これまで、コロナウイルス対策として「飯南町元気回復券」を支給していましたが、このたび第 4 弾となります「元気回復券」を、物価高騰対策の一つとして支給し、併せてプレミアム商品券の販売も実施したいと考えております。

新たに検討しております物価高騰対策につきましては、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、JAしまねにおける支店の統廃合についてであります。

JAしまねは、人口減少などで採算確保が困難であることを理由として、雲南圏域内の支店を統廃合することとし、2 月に報告を受けたところであります。

各支店は地域に欠かせない施設であることから、3 月に雲南市長との連名で「3 支店（雲南吉田・掛合・頓原）統廃合の再考」と「中山間地域の維持・再生に向けた基本的な考え」を求める要望書を、JAしまねに提出いたしました。

先月には、要望書の回答があり、3 支店は令和 7 年 2 月に「ふれあい店」に移行し、業務全般における相談・受付など、地域・組合員に開かれた店舗にする考えとのことであります。

また、信用事業の窓口は基幹支店に集約し、中山間地域の維持・再生については、農業振興を通じて「農業者の所得拡大」、「農業再生の拡大」を図り、「地域の活性化」に努めるとの回答がありました。

私としましては、この回答に納得しているわけではなく、金融業務を行う支店に近い形で営業してほしいと強く求めたところであります。

組合員の皆様の意見をしっかりと聞いていただき、組合員の皆様が納得いただける店舗運営を行っていただきたいと考えております。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

1. 自治・協働

はじめに、自治・協働についてであります。

4 月 13 日、本町と株式会社 AKOMEYA TOKYO（アコメヤ トウキョウ）による「地域活性化包括連携協定」を締結いたしました。

この協定は、本町が情報発信力の強化を進めるにあたり、本町と飯南米の販路として関わりのある同社と連携を図り、双方にメリットのある事業展開を進めるために締結した

ものであります。

AKOMEYA TOKYO の店頭には、飯南町産コシヒカリなどのお米が並べられており、人気商品として好評とお聞きしております。飯南米の販路が拡大されるとともに、関東や関西にお住まいの方に、広く飯南町を知っていただく機会となっており、大変嬉しく思っております。

本町としましては、同社が培われてきた情報発信のノウハウなどを、この協定の締結により最大限に発揮いただけることを大いに期待しますとともに、本町への更なる移住・定住の促進や関係人口の拡大に繋がるよう、連携を図ってまいります。

次に、全国広報コンクール「読売新聞社賞」受賞についてであります。

全国広報コンクールは、1964 年から「地方自治体の広報活動の向上に寄与すること」を目的に開催されております。そのうちの広報企画部門において、本町の出品企画が、同部門で県内初となる「読売新聞社賞」を受賞いたしました。

出品した企画は、昨年度に実施しましたブランドメッセージの取組において、メッセージの作成から決定までの過程、イベントの開催や完成したメッセージ「余白あります。」を踏まえた書籍「余白の中で。」の執筆活動など、住民と行政が協働で実施した一連の内容が評価されたものであります。

本町としましては、今回の受賞にあたり、関わりのあった多くの方々へ感謝申し上げますとともに、今後も「町民の皆様が主体的に行動できるまちづくり」を進めてまいります。

次に、町公式LINEのサービス拡充についてであります。

町公式LINEのサービスにつきましては、自治体DXの取組や情報発信の強化の一つとして、昨年5月から開始しておりますが、今月からサービスを拡充いたしました。

拡充の内容としましては、「町から発信する情報を利用者が選べる機能」「ごみの分別方法が分かる機能」「上下水道の使用開始・廃止手続きをLINEで行える機能」、以上のサービスを開始しております。

今後も、利用者の声をお聞きしながら、自宅や職場からデジタルの活用で様々な行政手続きを可能にするなど、サービスを充実してまいります。

2. 教育・文化・子育て

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、教育環境基本方針についてであります。

現在、基本方針の答申について、具体的な内容の検討が進められております。

今月7日には、検討委員会において答申の素案が策定され、7月から8月にかけて校区ごとの説明会により、広く住民や保護者の皆さんの意見を伺うこととなっております。

次に、未来人材育成事業についてであります。

今月 14 日、未来人材育成事業として、本町子どもたちと留学生の交流を行います。

当日は、本町と連携協定を結んでいる島根大学教育学部香川教授のご厚意により、ミシガン州立大学に在籍する留学生を本町にお招きし、本町の小・中・高校生が英語の授業で交流を行うほか、留学生には大しめなわ創作館でしめ縄文化について学んでいただく予定となっております。

この交流事業をきっかけとして、総合振興計画にかかげる「飯南から世界を舞台に活躍できる人材」の育成につながることを期待しております。

次に、国民スポーツ大会に向けたソフトボール競技の充実についてであります。

今月 18 日、島根県ソフトボール協会のご指導により、本町を会場として第 3 種公認審判員の講習会が開催され、飯南町ソフトボール協会からも多くの方に受講していただくこととなっております。

また、9 月 16 日から 17 日には頓原球場で、西日本ハイシニアソフトボール島根県予選大会が開催されることとなっております。

ソフトボール競技の運営に欠かせない公認審判員の育成や、実践的な大会運営を経験していただくことで、令和 12 年の国民スポーツ大会に向けた準備が進められており、町としましても競技団体に必要な支援を行ってまいります。

次に、こども広場の整備についてであります。

志々地区につきましては、先月末に発注を終え、さつき会館敷地内での工事が始まりました。工事期間中はご不便をおかけしますが、8 月中の完成をめざして進めておりますので、広場の完成を楽しみにしていただきたいと思います。

赤名地区につきましては、今月末の工事着手に向けて準備を進めており、早期完成に向けて取り組んでまいります。

3. 産業

次に、産業についてであります。

はじめに、農業の振興についてであります。

町内の多くの圃場の水稻育苗を担っている「飯南町育苗センター」につきましては、経年劣化で老朽化した育苗設備本体の更新が 3 月に完成しました。

完成直後から、本年産水稻苗の育苗を開始し、順調に生産することができております。

肥料高騰の対策につきましては、堆肥の活用に着目が集まっており、本年度は、「飯南町堆肥センター」にペレット製造設備を導入する予定にしております。

町内資源の有効活用を図ることで、肥料高騰対策に繋がるものと考えております。

次に、畜産の振興についてであります。

昨年 10 月に鹿児島県で開催された「全国和牛能力共進会」では、第 6 区総合評価群の

肉質の部において、雲南地域の出品牛が日本一の栄冠に輝き、奥出雲和牛の品質の高さが全国に知れ渡りました。

しかしながら、本町の出品牛は島根県代表牛最終選抜会で県代表から落選し、本選に出場することができませんでした。このため、次期「全国和牛能力共進会」に向け、先月 31 日に「飯南町出品対策協議会」が設立されました。

本年度の取組としましては、採卵移植事業による産子確認などを予定されています。町としましては、必要な経費を支援したいと考えており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、飼養豚の伝染病対策についてであります。

近年、全国的に野生イノシシや飼養豚に「豚熱」の感染が拡大しており、これまで本州や四国の各地で感染が確認されております。県内においては、西部を中心に確認されていましたが、4 月下旬に美郷町で発見されたイノシシ 1 頭について、豚熱の陽性が確認されました。

現在、県と連携して養豚農場でのワクチン接種や山林等へ経口ワクチンの散布を行っておりますが、今後も引き続き県や町猟友会と連携し、必要な対策を講じてまいります。

次に、J-クレジットの販売状況についてであります。

昨年認証を受けた 88 t-CO₂ のクレジットは、町内外の企業 8 社に購入いただき完売となり、今月下旬には新たに 1,000 t-CO₂ のクレジットの認証を受ける予定であります。

4 月 10 日には、伊丹市、阪南市、株式会社ソーシャル・エックスと本町で「脱炭素社会に向けた地域循環共生に関する連携協定」を締結しており、伊丹市においては、本町の J-クレジットを購入いただける予定となっているほか、公共施設へ町産材の活用などを検討いただいております。

この協定において、新たな繋がりもできましたので、県外企業への積極的な PR 活動にも取り組み、購入いただいた企業との繋がりを大切にしながら、関係の強化に努めてまいります。

次に、農業委員会委員の任命についてであります。

現在の農業委員につきましては、来月 19 日に任期満了を迎えます。

次期委員の任命に当たっては、「飯南町農業委員会委員に関する要綱」に基づき募集を行ったところ、14 名の届出があり、いずれも適任者と考えておりますので、委員の任命に関する同意案件を本定例会に提案しております。

次に、観光の振興についてであります。

「飯南町ぼたんまつり」につきましては、先月 14 日、コロナ禍で見合わせていたメインイベントを 4 年ぶりに実施することができました。

花の状態は、例年より暖かい気候の影響で幾分ピークを過ぎていましたが、町内外から多くの人が訪れ、よさこい踊り、飯南神楽団、フラダンスなどのステージイベントが催されるなど、久しぶりに賑わいを創出することができました。

サイクリングイベントにつきましては、今月 25 日に中国地方最大級のヒルクライムレース「飯南ヒルクライム 2023」が、NPO 法人サイクリストビューの主催により開催されます。

美郷町大和地区をスタートし、谷地区を抜けて上赤名地区向谷をゴールとした延長約 7.7km、高低差 400m のコースで行われ、現在、県内外から約 120 名がエントリーされているようであります。

厳しい坂道と聞いておりますが、ぜひとも走破いただくとともに、初夏の飯南町を楽しんでいただきたいと思います。

次に、志津見ダム周辺地域の活性化対策についてであります。

獅子地区における田舎体験交流事業につきましては、先月 3 日に開催され、島根大学生物資源学部の学生 21 名が本町を訪れました。

学生は、田植え体験を楽しむなど、本町での交流を深めるとともに、地元住民にとっても地域の活性化につながるイベントとなったようであります。

「第 30 回ポピー祭」につきましては、今月 11 日、東三瓶フラワーバレーにおいて開催いたします。昨年 10 月に開催したコスモス祭には 6 千人を超える来場者があったことから、今回も多くの方に来場いただけると期待しております。

4. 保健・福祉

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

本年度のワクチン接種につきましては、自己負担なしでの接種が可能となっております。

今月中旬から来月上旬にかけては、重症者リスクの高い 65 歳以上の高齢者、12 歳から 64 歳で基礎疾患をお持ちの方及び医療・福祉従事者の方等を対象に、集団接種を 4 日間実施する予定であります。

5 歳から 11 歳の追加接種は、小児科医による集団接種を検討しております。5 歳以上の全年齢の方を対象としたワクチン接種も 9 月以降に開始予定であり、年内の接種完了に向けて順次ご案内いたします。

ワクチン接種やそれに伴う副反応、コロナウイルスのご相談は、引き続き対応してまいります。

次に、介護福祉士の人材確保についてであります。

介護福祉士の人材不足が深刻な課題となっている中、特別養護老人ホーム「あかぎの

里」では、本年度に外国籍の特定技能実習生4名の雇用が予定されております。

また、その他にも本年度は1名の外国人学生が町内福祉事業所への就労を見据え、医療福祉専門学校で2年間学ぶこととされており、来年度も5名程度の外国人学生の受入れを検討されております。

受入れにあたって、飯南町福祉施設協議会から助成金の要望があることから、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、子ども若者支援員等の配置についてであります。

4月から保健福祉センター内に「子ども若者支援員」と「子ども家庭支援員」を、それぞれ1名配置しております。

子どもと若者の健やかな成長を目指し、不登校、ひきこもりなどに悩む義務教育期の子どもから、40歳未満の方を対象に、相談や支援を行い、母子保健及び児童福祉に関する取組を一層強化してまいります。

次に、あゆみの里「障がい者作業所」の建て替えについてであります。

3月29日に、あゆみの里「障がい者作業所」竣工式が挙行されました。

この施設の完成によって、利用される方の利便性が向上し、快適な環境が生まれることに、大変うれしく思うところであり、引き続き、障がいのある人が住みやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、病院事業の運営についてであります。

医師の体制につきましては、竹田和希先生と重栖友美恵先生が3月末をもって退任されましたが、4月から、新たに原田愛子先生と1年ぶりの勤務となる文田昌平先生に、島根県からの派遣として着任いただきました。

また、専攻医として勤務いただいております榎野貴文先生につきましては、改めて県からの派遣として引き続きお勤めいただいております。

この3名の医師におかれましては、総合診療の実践の場として、飯南病院を希望されてお勤めいただくものであり、大変嬉しく思っておりますとともに、これまで取り組んでまいりました、医療、福祉、保健が一体となった本町の地域包括医療・ケアを基盤とし、角田院長が掲げる「総合」をキーワードとした医療や病院運営の実践があつてのことと思っております。

なお、診療支援をいただく派遣医師につきましても、島根県、島根大学医学部、雲南市立病院から引き続きご支援、ご協力をいただいております、非常勤医師につきましても、これまで同様にご協力をいただいております。

病院事業におけるコロナウイルスへの対応につきましては、5類感染症への移行により節目を迎えましたが、院内感染による患者様への影響や職員の罹患による医療機能維持への懸念もあります。

町民の皆様が安心して生活いただけるよう、必要な医療を提供することを最優先とし、引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

なお、入院患者への面会制限は、現在、ご親族の方などに限り面会を可能としておりますが、今後も感染状況を見ながら適宜対応してまいります。

5. 生活環境

次に、生活環境についてであります。

はじめに、空き家バンクのVRサービス開始についてであります。

本町では、空き家バンク制度により、移住希望者に対する情報提供を行ってまいりましたが、本年度の新たな取組として、VRと言われる仮想現実の技術を活用したサービスを、先月から開始いたしました。

VRの導入により、空き家バンクに登録された物件を、インターネット上で閲覧するだけでなく、物件内部を360度見渡すことや、部屋を実際に移動するように内覧することが可能となりました。

これまでにない情報発信サービスを提供することで、UIターン者の増加に繋がることを期待しております。

次に、災害時における支援に関する協定についてであります。

4月21日に、NPO法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資供給に関する協定」を締結いたしました。

NPO法人コメリ災害対策センターは、母体である株式会社コメリが、創業地である新潟県中越地震等の大規模災害を受けたことをきっかけに設立され、これまでも国内の大規模災害において、災害時に必要な生活物資を安定的に供給されており、災害時における支援について十分な経験を積まれております。

この度の協定により、町内で大規模な災害が発生した際には、土のう袋やゴム手袋などの作業用品、毛布やタオルなどの日用品、飲料水等を迅速に供給いただけることとなりました。有事の際には、避難所や福祉施設などの生活環境の向上につながり、心強く思うところであります。

次に、防災訓練の実施についてであります。

今月4日、飯南町防災訓練を4年ぶりに実施いたしました。

今回の訓練では、「大雨・洪水・土砂災害」を想定し、災害対策本部の情報伝達訓練、避難及び避難誘導訓練、避難所開設訓練などを実施したところであります。

本町においても、令和3年7月豪雨では「避難指示」や「緊急安全確保」を発令する程の、多数の被害が発生しました。このことから、今回の訓練では、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定を踏まえた避難行動や安否確認を行っていただきましたが、現場では様々な課題もあったと認識しております。

今後、これらの課題を検証するとともに、自主防災組織の重要性などを啓発し、町民の皆様と行政、関係機関が一体となった防災体制を整えることにより、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、災害復旧事業についてであります。

令和3年7月豪雨災害の復旧工事の進捗状況につきましては、先月末時点で農地災害94%、農業用施設災害79%、道路災害92%、河川災害55%が完了しております。

林道災害につきましては、18%の完了ではありますが、未発注であった残り11件について先月発注を終えております。

これにより、令和4年災害も含め、本年度内に全箇所の復旧を目指して事業進捗に努めてまいります。

次に、生活道の整備と安全確保についてであります。

町道頓原長谷線整備事業につきましては、改良区間の法面对策を施すための測量設計を行いたく、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

県営事業につきましては、本年度は災害復旧事業を中心に、継続事業の農道整備事業2路線と新規4路線の測量・工事が進められます。

また、赤名川改修や赤名地区での急傾斜対策事業、国道184号の線形改良、野萱地区での砂防工事等につきましても、進捗が図られる見込みであります。

松江国道事務所において事業化が進められていた国道54号「来島地区三日市地内の歩道整備」につきましては、本年度事業採択がなされ、昨年度から事業着手した国道54号「下赤名地区東下地内の歩道整備」と併せて事業が進められることとなりました。

国道54号赤名トンネルにつきましては、本年3月14日にトンネル内で落下物の可能性があったことから、緊急点検が実施され、10時間半の長時間にわたる通行止めとなりました。

このことを受け、国土交通省中国地方整備局長、道路部長及び松江国道事務所長に対し、晴雲トンネルも含めた早期改修と日頃の安全点検及び維持管理について、緊急要望を行っております。

次に、次期可燃ごみ処理施設の整備についてであります。

雲南圏域における次期不燃ごみ処理施設整備基本構想が昨年度に完成し、可燃ごみと同様に3市町での広域化・集約化による施設整備が、経済性、環境保全性においても最も有効であるとの結果がまとまりました。

これにより、不燃ごみも含めた雲南地域での広域ごみ処理について、改めて基本合意書を締結し、ごみ処理施設整備に向けた建設用地の選定や処理方式などの具体的な検討を進めてまいります。

次に、令和5年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、物価高騰対策として、低所得世帯への３万円給付事業に２千３百万円余、第４弾となる元気回復券事業に４千万円余、また、宝くじ助成事業の採択（３団体）による補助金に６百万円余など、総額９千７百万円余を計上しております。

今回提案いたします議案は、農業委員の任命に伴う同意案件１４件、専決処分の承認案件４件、条例改正、財産の取得、町道の路線変更など議決を要する案件５件、令和５年度飯南町一般会計補正予算（第２号）など、予算関係３件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で１０時１０分といたします。

午前 ９時５０分休憩

.....
午前 １０時 １０分再開

日程第７ 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第７、提案理由の詳細説明を行います。

報告第２号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第２号について説明します。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和５年６月６日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。専決処分書です。専決第２号。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和５年３月３０日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県飯石郡飯南町 法人。
2. 損害賠償の額。金 441,000 円。
3. 事故の概要。令和 5 年 1 月 28 日午後 4 時 2 分頃、飯南町頓原地内町道において、町委託運転手が運転する除雪車が作業中、交差点にバックで進入した際、相手車両のブレーキが間に合わず、除雪車左側面に接触し、相手車両の左側前部が損傷したものです。この事故による双方の運転者に怪我はありませんでした。

今後も安全な作業実施を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと思います。

次のページには、示談書を付けております。ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第 3 号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。報告第 3 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。専決処分書です。専決第 3 号。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 5 日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県飯石郡飯南町 個人。
2. 損害賠償の額。金 192,753 円。
3. 事故の概要。令和 5 年 2 月 13 日午後 2 時頃、公用車を車庫入れしようとして後進させていたところ、車庫近くに駐車してあった相手方の車両に接触し、破損させたもの。運転手に怪我はありませんでした。

今後も安全運転を励行し、再発防止に努めてまいります。

次のページには、示談書を付けております。ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第 4 号、令和 4 年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第 5 号、令和 4 年度飯南町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。報告第4号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定により、別紙のとおり令和4年度予算を繰り越したので同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

ページをめくってください。令和4年度飯南町一般会計繰越計算書です。それぞれ繰越事業の財源内訳を記載しております。合計欄ご覧ください。

一般会計の繰越事業は、18事業。昨年は災害関係もありまして26事業でありましたので、事業数は減少しております。

繰越総額についても、10億5千万円余と、昨年の12億円から減少はしていますが、まだ災害の余波そして総額の半分近くを占める上から3行目の乳用牛生産振興事業がありまして、繰越額としては大きなものとなっています。

その財源内訳につきましては、合計欄ご覧ください。国県支出金8億2,961万5千円。町債6,170万円。その他特定財源178万9千円。一般財源1億6,638万8千円です。

めくっていただき、資料として繰越事業の進捗状況です。進捗状況の欄には契約済みか否か、そしてその発注予定月、あるいは完了予定月を記載しております。

先ほど申し上げましたように、18事業ではありますけれども、災害関係で56件の数あるものがありまして、契約自体は全体で69件ございます。

その中で、今月もあわせ完了済みが10件ありまして、そのうち10件のうち災害に関係しますものは7件完了しています。

災害に関しては、残りの50件近くありますけれども、そのほとんどが本年12月までの竣工を目指し、行政報告で申し上げましたが、復旧作業がなされているところであります。

同じく上から3行目の乳用牛生産振興事業につきましては、その進捗状況を都度、確認するなどして、慎重に事業管理に努めてまいります。報告第4号につきましの説明は以上です。

続きまして報告第5号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

ページをめくっていただき、令和4年度飯南町一般会計事故繰越し繰越計算書です。

それぞれ繰越した予算を、再度、翌年度へ繰り越す、事故繰越しの事業。

繰り越すべき財源内訳を記載しております。繰越し事業は災害会計も含めまして6事業ありまして、その繰越し額は真ん中どころ、ご覧ください。

翌年度繰越額合計額5億3,537万9,500円であります。その財源内訳につきましては、国県支出金5億1,060万9,374円。町債820万円。その他特定財源13万9,452円。一般財源1,643万674円です。

ページめくっていただきまして、説明資料をご覧ください。

その進捗状況、右端のほうへ記載しております。繰越す大部分を占める乳用牛生産事業、生産振興事業につきましては、コロナ禍におけます調達品の著しい遅れの中で避けがたい事由として、農政局や島根県ともに了承を得、事故繰越として取り扱うものですが、繰り返しになります。進捗には慎重を期しまして、9月、完了を目指すところであります。

災害関係につきましては、事業数は5つの事業ありますけども、工事件数は21件あります。そのうち5件は既に完了し、残りの工事数16件につきましては、年度完了に向け努力されているところであります。報告第5号につきましてはの説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第6号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について、及び報告第7号、令和4年度飯南町下水道事業会計繰越計算書の報告についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。報告第6号について説明します。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和4年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

次のページです。令和4年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書について説明します。事業の財源内訳を記載しております。合計欄をご覧ください。

簡易水道事業の繰越事業は1事業。繰越の総額は1,186万9千円となっており、その財源につきましては、企業債が280万円、工事負担金が900万6千円、損益勘定留保資金が6万3千円です。

次のページです。5月31日時点の事業の進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月の方記載しています。契約済みであり7月の完了を予定しております。報告第6号の説明は以上です。

続いて報告第 7 号について説明します。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 4 年度飯南町下水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページです。令和 4 年度飯南町下水道事業会計繰越計算書について説明します。事業の財源内訳を記載しております。合計欄をご覧ください。下水道事業の繰越事業は 2 事業、繰越の総額は 1,280 万 4 千円となっており、その財源につきましては、企業債 290 万円、工事負担金 921 万 9 千円、損益勘定留保資金 68 万 5 千円です。

次のページです。5 月 31 日時点の事業の進捗状況を記載しております。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月の方記載しております。

下水道支障移転工事は契約済みであり、7 月完了を予定しております。公共樹設置工事は未契約で今月契約予定であり、8 月完了を予定しております。報告第 7 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、同意第 8 号、農業委員会の委員の任命についてから同意第 21 号、同じく農業委員会の委員の任命について、までの 14 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島産業振興課長。

○産業振興課長（長島 淳二） 番外。同意第 8 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求め
記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、伊藤厚志。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけておりますのでご覧ください。同意第 8 号の説明は以上です。

次に、同意第 9 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求め

住所、飯南町□□□□□□。氏名、石井洋子。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 9 号の説明は以上です。

次に、同意第 10 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、景山基弘。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけておりますので御覧ください。同意第 10 号の説明は以上です。

次に、同意第 11 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、大庭 茂。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 11 号の説明は以上です。

次に、同意第 12 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、三島 諭。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 12 号の説明は以上です。

次に、同意第 13 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、加瀬部一倫。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 13 号の説明は以上です。

次に、同意第 14 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、三嶋康広。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 14 号の説明は以上です。

次に、同意第 15 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、三島信秋。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 15 号の説明は以上です。

次に、同意第 16 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、今岡和登。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 16 号の説明は以上です。

次に、同意第 17 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、田村謙二。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 17 号の説明は以上です。

次に、同意第 18 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、山碕英樹。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 18 号の説明は以上です。

次に、同意第 19 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、武田 昇。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに経歴をつけていますのでご覧ください。同意第 19 号の説明は以上です。

次に、同意第 20 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、門 眞一郎。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 20 号の説明は以上です。

次に、同意第 21 号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□□。氏名、中祖 勉。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに略歴をつけていますのでご覧ください。同意第 21 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。承認第 2 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和 5 年 3 月 31 日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。専決第 2 号、専決処分書です。

飯南町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日。飯南町長。

1 ページより改正文を付けていますが読み上げは省略し、7 ページの説明資料にて説明を行います。7 ページをお願いします。

一つ目、提案理由です。

地方税法等の一部改正に伴い、飯南町税条例の一部を改正するものです。

二つ目、改正条例の概要です。主なものを説明します。

まず（１）森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う規定の整備です。第 34 条の 9 から第 47 条の 6 までございます。

これは令和 6 年度から、森林環境税 1 人年額 1,000 円を個人住民税均等割とあわせて賦課徴収する内容の改正になっております。

続いて（２）給与所得者の扶養親族等の申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の整備になります。

それから（４）ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外する。除外された車両は、現行の第一種原動機付自転車と同一の税率区分を適用します。これらの規則改正に伴う規定の整備です。

これは、一定の要件を満たす電動キックボード等の税率について、2,000 円と定めるものです。第 82 条になります。

それから（５）肉用牛の売却による農業所得の課税特例及び優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の、この二つの適用期限について 3 年間の延長を行います。

肉用牛の関係については、令和 9 年度までの 3 年間、それから優良住宅等の長期譲渡所得については、令和 8 年度までの 3 年間です。

附則第 8 条、附則第 17 条の 2、款の関係になります。

それから（７）大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の新設に伴う規定の整備になります。

附則第 10 条の 2、附則第 10 条の 3 の関係です。

それから（８）自家用の三輪以上の軽自動車であって、乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の臨時的特例措置に係る規定を削除します。

こちらはコロナウイルス感染症対策に伴う臨時的措置の終了に伴うものです。

附則第 15 条の 2、第 15 条の 6 の関係になります。

続いて（９）非課税・減税対象となる軽自動車税の環境性能割・種別割において、不正を行った自動車メーカーを納税義務者として、加算する割合を変更します。

附則第 15 条の 2 の 2、第 16 条の 2 の関係になります。

それから（10）軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を 3 年間、25%軽減の対象については 2 年間延長することに伴う規定の整備です。

附則第 16 条、第 16 条の 2 の関係になります。

そのほかについては、字句の整理、それから項ズレ等の変更、項ズレ等の反映を行っております。

続いて3、施行期日です。

原則施行日は令和5年4月1日ですが、2の(4)ミニカー区分、軽自動車税に関するものは、令和5年7月1日から。それから2の(1)、(9)森林環境税、森林環境譲与税に係るもの、それから軽自動車税の環境性能割・種別割の不正に関するものについては、令和6年1月1日。それから2の(2)扶養親族等申告書に関するものについては、令和7年1月1日が施行期日としております。

次の9ページから新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。承認第2号について説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第3号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和4年度飯南町一般会計補正予算（第10号）について。

処分年月日、令和5年3月31日。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第3号について説明します。令和4年度飯南町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,689万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億844万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日 専決。飯南町長。

ページをおめくりいただきまして2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方特例交付金。既決額に28万1千円を追加し、107万3千円。

款、地方交付税。既決額に2億2,538万円を追加し、43億1,196万2千円。

款、国庫支出金。既決額に1,213万3千円を追加し、16億1,260万7千円。

款、県支出金。議決額から 2,251 万円を減額し、6 億 6,184 万円。

款、財産収入。既決額に 609 万 3 千円を追加し、2,889 万円。

款、寄付金。既決額に 630 万円を追加し、1 億 8,837 万円。

款、繰入金。既決額から 2 億 998 万 5 千円を減額し、3 億 4,501 万 5 千円。

款、町債。議決額から 80 万円を減額し、6 億 7,030 万円。

歳入合計。既決額に 1,689 万 2 千円を追加し、90 億 844 万 9 千円。

ページをおめくりください。3 ページ、歳出です。

款、総務費。既決額に 609 万 3 千円を追加し、12 億 9,863 万 1 千円。

款、民生費。既決額から 62 万 3 千円を減額し、13 億 8,407 万 8 千円。

款、衛生費。既決額に 1,142 万 2 千円を追加し、8 億 8,177 万 1 千円。

款、農林水産業費。財源変更のため補正増減はなく、13 億 6,624 万 8 千円。

款、土木費。同じく、財源変更のため、補正増減はなく、6 億 8,573 万 8 千円。

款、災害復旧費についても、財源変更のため、補正増減はなく、8 億 6,443 万 8 千円。

歳出合計、議決額に 1,689 万 2 千円を追加し、90 億 844 万 9 千円です。

ページをおめくりください。第 2 表 地方債補正、変更です。

起債の目的、農林水産施設災害復旧債。変更前限度額に対し 80 万円減額し、変更後限度額 590 万円。これは、災害復旧工事に係る補助金の確定に伴う財源変更によるものです。

起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、1 総括です。

歳入のほうは説明を省略しまして、歳出、歳出合計の財源内訳です。

国庫支出金 751 万円の減。地方債 80 万円の減、その他特定財源 1,040 万 8 千円の増。一般財源 1,479 万 4 千円の増です。

めくっていただきまして、7 ページ、歳入のほうです。

本専決におきましては歳出事業の確定による、事務手続上必要な交付金や、補助金、起債事業の精算に関わる必要最小限の補正としております。

歳入につきましても概要のほうを説明します。

款、地方特例交付金、項、目ともに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。こちらのほうは交付額決定による計上です。

その下、款項目、いずれも地方交付税。特別交付税のほうが交付決定によるものでありますけれども、4 年度も、前年度同様大幅な増額決定でありまして、2 億 2,500 万円余の

補正額となりました。

特交の総額としましては、例年に比べ4割の増となります6億2,500万円余であります。この原因につきましては主に、災害への特別措置や、コロナ需要への対応があったためでありまして、今回の補正では、この財源で基金への戻し入れを行うこととしております。

参考までですけれども、4年連続で前年をこの地方交付税が上回る交付でありまして、43億1,000万円余で決算ができる見込みとなっております。

下のほう、款、国庫支出金、次のページ、15款、県支出金。いずれも事業確定に伴う補助金等の増減ですけれども、1点ほど、上のページのほうの最下段。臨時道路除雪事業補助金。これは今年初めに大雪が降りまして、それに対する臨時補助であります。

8ページの下のページの真ん中どころ、款、項ともに寄付金であります。こちらのほうは企業版ふるさと納税のありがたい増額であります。

続く款、繰入金、項、基金繰入金。先ほど申しましたように、財政調整基金につきましては、全額を戻し入れております。

次の減債基金、ページめくっていただきまして、まちづくりの基金のほう、双方とも一部を戻し入れをしております。

歳入のほうの最後、款、項、町債のほうは、災害復旧補助金の確定によります起債額の確定による減になっております。歳入につきましては、以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より説明を求めます。

那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。続いて歳出の方であります。10ページ。

款、総務費、項、総務管理費、目、基金費につきましては、四半期の運用益を積み立てるものであります。

○保健福祉課長（安部 農）

款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費。後期高齢会計操出金は、事務費確定による操出金の減額です。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、ワクチン接種関連の補助金確定による返還金で増額です。

○産業振興課長（長島 淳二）

款、農林水産業費、項、林業費、目、林業振興費。木質バイオマス推進事業につきましては、木質バイオマスセンターのストックヤード工事の事業費確定による財源変更で、森林環境譲与税基金から繰入を行います。

○建設課長（森山 篤）

続いて、予算書11ページ。款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路

除雪事業につきましては、臨時道路除雪事業補助金の交付決定による財源変更です。

次に、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費。過年補助農地災害復旧事業及び、目、農業用施設災害復旧費。過年補助農業用施設災害復旧事業は、補助金確定による財源変更です。

承認第3号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。承認第4号を説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について。処分年月日、令和5年3月31日。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

次のページです。専決第4号について説明します。

令和4年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,215万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日 専決。飯南町長。

次、2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。款の合計額を読み上げます。歳入です。

款、後期高齢者医療保険料。既決額に144万円を追加し、5,860万円。

款、繰入金。既決額から62万3千円を減額し、1億1,691万4千円。

歳入合計。既決額に81万7千円を追加し、1億8,215万4千円。

続いて歳出です。

款、総務費。既決額から62万3千円を減額し、158万3千円。

款、後期高齢者医療広域連合納付金。既決額に144万円を追加し、1億8,010万5千円。

歳出合計。既決額に 81 万 7 千円を追加し、1 億 8,215 万 4 千円。

次、事項明細書 4 ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の財源内訳は全てその他特定財源です。

次の 5 ページをお願いします。概要説明書は 3 ページです。

2. 歳入です。

款、項、後期高齢者医療保険料、目、普通徴収保険料。現年度分で資格異動に伴う増額です。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、事務費繰入金。事務費確定により繰入れの減額です。

次 6 ページです。3. 歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。事務費確定による減額です。

款、項、目、後期高齢者医療広域連合納付金。広域連合納付金は、保険料負担金納付見込額の増に伴う増額です。承認第 4 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。11 時 10 分の開会といたします。

午前 10 時 57 分休憩

午前 11 時 09 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第 5 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号）について。

処分年月日、令和 4 年 4 月 17 日。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第 5 号について説明します。令和 5 年度飯南町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,249万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,133万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月17日 専決。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ。第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款、国庫支出金。既決額に2,249万円を追加し、5億5,548万4千円。

歳入合計。既決額に2,249万円を追加し、73億3,133万4千円。

続いて歳出。

款、民生費。既決額に630万2千円を追加し、14億1,557万8千円。

款、衛生費。既決額に1,618万8千円を追加し、8億4,639万4千円。

歳出合計。既決額に2,249万円を追加し、73億3,133万4千円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして1. 総括です。歳入の方は説明を省略しまして、歳出。歳出合計の財源内訳です。

本補正の財源はすべて国庫支出金でありまして、2,249万円の増であります。

めくっていただきまして、5ページ。歳入の方です。繰り返しとなりますが、すべて国庫金でありまして、上段のほうはワクチン接種に関わる国庫金。下段のほうにつきましては、行政報告で触れました子育て世帯への5万円給付事業に関わるものでありまして、それぞれ事業費に対する10分の10の補助費となります。歳入につきましては、説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。続いて、6ページ、歳出です。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）給付事業は、ひとり親を除く住民税非課税等の低所得の子育て世帯に対する生活支援給付金事業で、児童55人分の給付金と事務費を計上しております。

なお、これまでに申請不要の16世帯41人に支給済みです。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

目、母子父子福祉費。子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）給付事業につきましては、低所得のひとり親世帯に対し、生活の支援を行うための給付金として、扶助費と事務費を計上しております。現在 34 世帯 63 人分を支給済みです。

○保健福祉課長（安部 農）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業で、令和 5 年度に実施するワクチン接種にかかる委託料及び事務費で春夏分を計上しております。承認第 5 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 36 号、飯南町農林業研修宿泊施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 36 号について説明します。

飯南町農林業研修宿泊施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年飯南町条例第 32 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページ、1 ページ目は、読み上げを省略します。2 ページをご覧ください。説明書になります。

1. 提案理由です。飯南町農林業研修宿泊施設の解体に伴い、条例を廃止するものです。
2. 廃止条例の概要です。今年度から予定しております、滞在型地域交流拠点施設の整備に伴い、整備予定地にあります飯南町農林業研修宿泊施設を解体する必要があるため、この条例を廃止するものです。
3. 施行期日は公布の日としております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 37 号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。議案第 37 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙。

1. 取得の内容。消防軽積載車 3 台。

1. 取得の目的。消防軽積載車の整備。

1. 取得の方法。指名競争入札。

1. 取得金額。一金 23,265,000 円。(うち消費税相当額 2,115,000 円)

1. 契約する相手の住所及び名称。島根県松江市東朝日町 233 番地 4。株式会社吉谷。

代表取締役 長見秀男。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名。令和 5 年度飯南町消防軽積載車購入事業。

入札の日時。令和 5 年 4 月 25 日(火) 午前 9 時 55 分。

落札金額。21,150,000 円。

入札の方法。指名競争入札。

落札者。島根県松江市東朝日町 233 番地 4。株式会社吉谷。代表取締役 長見秀男。

順位等をご覧のとおりです。落札率は 82.36%でした。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となります。仮契約金額は、23,265,000 円です。

次の 3 ページに物品売買仮契約書の写し、4 ページに車両の外観写真を付けていますのでご覧ください。なお購入車両は、第 5 分団 2 台と第 6 分団 1 台の車両を更新するものです。説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 38 号、財産(ペレット堆肥造粒機)の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長(長島 淳二) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 長島産業振興課長。

○産業振興課長(長島 淳二) 番外。議案第 38 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

1. 取得の内容。ペレット堆肥造粒機 1 基。

1. 取得の目的。飯南町堆肥センターでのペレット堆肥製造。

1. 取得の方法。一般競争入札。

1. 取得金額。一金 15,862,000 円。(うち消費税相当額 1,442,000 円)

1. 契約する相手の住所及び名称。島根県出雲市神西沖町 2489 番地 2。中国環境株式会社。代表取締役 柳樂 泰。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名。令和５年度飯南町堆肥センターペレタイザー導入事業。

入札の日時。令和５年５月３０日（火）午前１１時２０分。

落札金額。１４,４２０,０００円。

入札の方法。一般競争入札。

落札者は、中国環境株式会社です。

入札参加者は１社のみでした。落札率は１００％でした。落札の金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となります。仮契約金額は、１５,８６２,０００円です。

次のページに、物品売買仮契約書の写しを付けていますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第３９号、財産（５ｔ級除雪ドーザ）の取得について、及び、議案第４０号、町道の路線変更についての２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第３９号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年飯南町条例第４８号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和５年６月６日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙です。

１．取得の内容。除雪ドーザ（タイヤ式５ｔ級）。

１．取得の目的。除雪機械の整備。

１．取得の方法。指名競争入札。

１．取得金額。一金１４,１３５,０００円。（うち消費税相当額１,２８５,０００円）

１．契約する相手の住所及び名称。島根県松江市東津田町１２６６番地１。コマツ山陰株式会社。松江支店 支店長 高木孝二。

次のページをお願いします。入札状況書です。

事業名は、令和５年度（交付金）除雪機械整備事業（５ｔ級除雪ドーザ）。

入札の日時は、令和５年４月２５日（火）午前９時５０分。

落札金額は、１２,８５０,０００円。

入札の方法は、指名競争入札。

落札者は、コマツ山陰株式会社です。

以下に入札の状況を記載していただきます。落札率については、98.8%でした。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となり、仮契約金額は、14,135,000円です。

次のページには仮契約書の写しを付けておりますのでご覧ください。議案第39号の説明は以上です。

続いて、議案第40号について説明します。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、別紙路線を変更したので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。町道路線変更調書です。説明は省略し、次ページからの説明資料で説明します。まず2ページです。

路線名は、町道芦原鋳物屋線で、提案理由は、町道芦原鋳物屋線の道路改良に伴い、交付金事業として採択を得るために、下の図で、現在の緑色の路線から下方向へ延びた赤線部分を追加するため、当該路線の終点を変更するものです。この変更により、延長につきましては84メートルの増となります。

次に、3ページをお願いします。

路線名は町道角井井の奥上線で、提案理由は、町道角井境線の道路改良に伴い、下の図で、現在の緑色路線の起点部から、赤線の起点部までの間に残されたもとの町道角井境線部分を当該路線に取り込み、引き続き町道として管理するため起点を変更するものです。この変更により、延長につきましては62.5メートルの増となります。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第41号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第41号について説明します。

令和5年度飯南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,735万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億2,869万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ。第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、国庫支出金。既決額に8,771万4千円を追加し、6億4,319万8千円。

款、県支出金。既決額に14万2千円を追加し、5億7,203万3千円。

款、諸収入。既決額に950万円を追加し、1億4,393万6千円。

歳入合計。既決額に9,735万6千円を追加し、74億2,869万円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。

款、議会費。既決額に11万9千円を追加し、6,118万4千円。

款、総務費。既決額に2,028万4千円を追加し、13億4,550万円。

款、民生費。既決額に2,617万5千円を追加し、14億4,175万3千円。

款、衛生費。既決額に1,721万円を追加し、8億6,360万4千円。

款、農林水産業費。既決額に93万2千円を追加し、7億659万3千円。

款、商工費。既決額に4,043万1千円を追加し、5億1,601万1千円。

款、土木費。既決額から272万6千円を減額し、6億6,531万4千円。

款、教育費。既決額から506万9千円を減額し、4億4,136万1千円。

歳出合計、既決額に9,735万6千円を追加し、74億2,869万円。

ページをおめくりください。4ページ、第2表 債務負担行為補正。まず追加です。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和6年度分）。期間、令和6年度から令和9年度まで。限度額、2,300万円。

次に、事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和6年度分）保育士分。期間は令和6年度から令和9年度まで。限度額、580万円。

これらの追加につきましては、令和6年度から医療及び福祉従事者を目指す学生への助成金。上段の方は看護師2名分、介護福祉士3名分、そして外国人介護福祉士5名分、計10名分を想定しております。また、下段の保育士のほうは、4年制大学2名分を想定して債務負担行為を追加しているところでございます。

続いて変更分です。昨年債務負担行為を設定しました医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和5年度分）の保育士分ですが、2年制の養成施設を想定して2名分設定しておりましたが、1名が4年制大学へ入学するということになりましたので、この度期間を令和8年度まで伸ばし、また限度額を120万円増額し460万円に変更するものです。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、1. 総括です。歳入の方は説明は省略しまして、歳出。歳出合計の財源内訳です。

国県支出金 2,379 万 3 千円の増。その他特定財源 950 万円の増。一般財源 6,406 万 3 千円の増であります。

めくっていただきまして、7 ページ、歳入です。

款、国庫支出金、項、国庫負担金は、ワクチン接種実施による増であります。

続く、項、国庫補助金は、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金、こちらのほうは今回の元気回復券など、物価高騰対策事業に充当するものであります。

続く、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、システム改修に充当するものであります。

児童虐待防止対策支援事業補助金は、人件費分へ充当するもので、続くワクチン接種体制補助金は、前段の負担金と同様であります。

下の県補助金は、町行造林事業への追加充当。

下のページです。款、諸収入につきましての移転弁償金は、県の河川改修による移転費、それと宝くじ助成につきましては、3 団体、新たに採択がありまして、交付決定による増であります。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続きまして歳出です。概要のほうは2 ページのほうから始まります。

款、項、目、ともに議会費。一般職人件費、続く、議会経常管理費。これとともに人事異動あるいは共済費の利率変更によるものですが、これ以降、一般人件費の補正事項が 16 事業あります。後ほど給与明細書で一括説明をさせていただきますので、説明のほうは省略させていただきます。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続きまして 10 ページです。款、総務費、項、総務管理費、目、会計管理費。会計事務経常管理費につきましては、共済等負担率、報酬月額変更による増額です。

続いて、目、財産管理費。電気通信施設臨時管理費につきましては、赤名中市の神戸川河川改修工事に伴う電線支障移転工事のための増額です。

続いて、庁舎経常管理費につきましては、共済等負担率、報酬月額変更による増額です。

続いて、庁舎臨時管理費につきましては、本庁舎裏法面を植生工による災害対策工事を行うための増額です。

○基幹支所長（深石 尚志）

続いて、目、支所費。角井簡易郵便局事務受託業務につきましては、共済組合負担金の変更によるものです。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして、予算書 11 ページをご覧ください。目、地域振興費。定住促進対策事業につきましては、空き家活用住宅の修繕です。こちらは、来島地区野萱にあります鵬雲館の改修を予定しております。

一つとばしまして、地域・人づくり事業につきましては、宝くじ助成事業が今年度、3 団体の採択されたことによります補助金の増額です。

先ほど飛ばしました集落支援員活動事業、そして最後の教育魅力化推進事業につきましては、いずれも共済費負担率の変更、報酬月額の変更による増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書 12 ページをお願いします。項、目、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳経常管理費は、会計年度任用職員 1 名の共済費負担率変更による増額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

続いて13ページをお願いします。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。社会福祉総務臨時管理費につきましては、令和 4 年度子育て世帯臨時特別支援事業確定に伴う補助金返還による増額です。

生活困窮者自立相談支援事業については、共済費等負担率、報酬月額の変更による増額です。

ここから、概要書 3 ページになります。電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事業については、低所得の世帯に対し、生活の支援を行うための給付金として、令和 5 年度住民税非課税世帯へ、1 世帯当たり 3 万円、対象世帯750件の見込みで計上しております。

○保健福祉課長（安部 農）

続いて14ページをお願いします。目、老人福祉費。地域包括支援センター運営事業は、人件費で内部の人事異動と共済等負担率の変更による増額です。

認知症対策推進費は、同じく人件費で共済等負担率の変更による増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。出会い創出事業は縁結び支援員 1 名の共済費負担率変更による増額です。

○保健福祉課長（安部 農）

子ども若者支援事業は、人件費で報酬月額改定による増額です。

次15ページです。子ども家庭総合支援拠点運営事業は、これも人件費で共済等負担率、報酬月額変更による増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、児童福祉施設費。保育所職員人件費は人事異動による減額で、採用職員1名採用による減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費については、令和5年度基準額等の見直しに伴う生活保護システム改修のための増額です。

続いて、16ページをご覧ください。目、生活保護推進費。適正実施推進事業につきましては、共済費等負担率の変更に伴う増です。

○病院事務長（高橋 克裕）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。介護保険サービス事業会計繰出金につきましては、特別会計のほうで説明します。

○保健福祉課長（安部 農）

目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、令和5年度の秋冬に実施するワクチン接種に係る委託料及び事務経費で増額です。

目、母子衛生費。子育て世代包括支援センター運営事業は、人件費で、共済等負担率、報酬月額変更による増額です。

○産業振興課長（長島 淳二）

17ページをお願いします。款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。農業振興経常管理費につきましては、共済等負担率変更による増額です。

目、畜産業費。全共出品対策事業につきましては、令和9年度北海道全協に向け、全共出品対策協議会において受精卵移植事業を実施予定でございます。その負担金の増額です。

○基幹支所長（深石 尚志）

続きまして、18ページをご覧くださいと思います。目、国土調査費です。国土調査事業単独事業、こちらも、共済組合負担金の増によるものです。

○産業振興課長（長島 淳二）

項、林業費、目、造林費。町行造林事業補助事業につきましては、町行造林地の間伐に伴う分収金の支払いの増額と、造林標準単価等の改定による工事費の増額です。

19ページをお願いいたします。森林整備協定事業補助につきましては、荒廃林補植による負担金の増額です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

同じく19ページです。款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業につきましては、第4弾元気回復券発行による増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて20ページ。款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路橋梁維持経常管理費につきましては、会計年度職員の共済負担率変更による増額です。

目、道路橋梁新設改良費。町道頓原長谷線整備事業交付金につきましては、法面对策工調査設計業務を実施するための歳出節組替えです。

○教育次長（石飛 幹祐）

次に教育費ですが、21ページをご覧ください。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。事務局経常管理費ですが、共済費等の負担率変更による増です。

次に、項、小学校費、目、教育振興費。頓原小学校教育振興臨時管理費ですが、職員の報酬月額改定による増額です。

次に項、中学校費、目、教育振興費。頓原中学校教育振興臨時管理費ですが、職員の報酬月額改定による増です。

続きまして22ページをご覧ください。項、中学校費、目、教育振興費。赤来中学校教育振興臨時管理費ですが、こちらも職員の報酬月額改定による増額です。

次に、項、社会教育費、目、公民館費。飯南町公民館運営事業ですが、職員の報酬月額改定による増額です。以上です。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして23ページ、給与明細書です。23ページのほうは総括表ですので、詳細につきましては次のページのほうから説明します。

24ページ、アの会計年度任用職員以外の職員で、3月末の退職や4月の人事異動で、今回補正では事項が多くなっております。補正事項が多くなっております。

初めに職員数の3名増ということですが、その内訳。

退職者が7名、新規採用は7名でプラスマイナスゼロでありますけれども、定年後の再任用を2名しております。

また人事異動で病院会計のほうから一般会計のほうへ1名の異動がありまして、合計3名の増となっております。以降、給料、職員手当、共済費ともに減額となっておりますけれども、先ほど言いましたが、退職者が例年に比べ多かったため、人員のほうは増えておりますけれども、給与的には下がったという結果であります。

下のイの会計年度任用職員につきましては職員数は変わらず、ですが先ほど説明したように、報酬改定がこのたびあったことによりまして、それに伴う手当や共済費が増額となっております。

めくっていただきまして、25、26ページにつきましては、増減の明細、あるいは給与

等の現況ということでありますのでご覧いただければと思います。議案第41号の説明につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 42 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）及び、議案第 43 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 1 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。初めに、議案第 42 号を説明します。

令和 5 年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 519 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,671 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。款について読み上げます。歳入。

款、繰入金。既決額から 519 万円を減額し、656 万 5 千円。

歳入合計。既決額から 519 万円を減額し、3,671 万 1 千円。

歳出。款、訪問看護事業費。既決額から 519 万円を減額し、3,651 万 1 千円。

歳出合計。既決額から 519 万円を減額し、3,671 万 1 千円。

3 ページから事項別明細書です。4 ページご覧ください。

1. 総括。歳入につきましては説明を省略します。歳出です。歳出合計の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

5 ページ、ご覧ください。2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金です。歳出の減による一般会計繰入金の減額です。

続いて 6 ページ。3. 歳出。款、訪問看護事業費、項、訪問看護事業費、目、訪問看護事業費です。会計年度任用職員を含めまして異動等による人件費の補正です。

7 ページから給与費明細書をつけておりますが、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。議案第 42 号については以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 43 号について説明します。

第 1 条 令和 5 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところ

による。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、病院事業費用。既決予定額から1,037万9千円を減額し、11億6,821万4千円。第1項、医業費用。既決予定額から1,037万9千円を減額し、11億5,596万2千円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費。既決予定額から958万7千円を減額し、6億3,178万円。

令和5年6月6日 提出。飯南町長。

2ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的支出。支出です。

目、給与費。既決予定額から958万7千円を減額し、6億3,178万円。

目、経費。既決予定額から79万2千円を減額し、2億6,676万9千円。

3ページです。明細書です。

1. 収益的支出。支出です。目、給与費の人件費。目、経費の退職手当負担金。いずれも会計年度任用職員を含めまして、退職、採用、異動等の人件費部分の補正です。

4ページから、付属の資料付けておりますが、こちらについては説明を省略しますのでご覧いただければと思います。議案第43号については説明は以上になります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、すべての提案理由の説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時といたします。
質疑から行います。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

日程第8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第8、これより質疑を行います。

はじめに、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。9 番。

専決処分書の内容で事故の概要というところで、文書読みますと、途中ですね、「交差点にバックで進入した際、相手車両のブレーキが間に合わず」、というふうに記載説明してありますけども、これですと、ちょっととり方によると、相手が何かぶつかってきたというような取り方になると思います。

示談書を見ますとですね、7：3でこちらがですね、のほうがちよっと、責任割合が高いというふうになっておりますけども、ここのところ取り留め方といいますかね、この説明をお願いしたいと。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

ただいまのご質問にお答えをいたします。

除雪作業中にですね、除雪車の方、バックする際に、やはり後方確認側方確認、その責任がついてくるといふ点があるのと、軽車両と大型の除雪車ということで、やはり、大型車両の方の責任の方が、こういった場合の事故に関してはですね責任が割合が多くなるというところがありまして、保険会社同士等の協議のもと、最終的に7：3ということで、除雪車両の方が負担が大きくなったところがございます。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。9 番。

そうしますと、事故の概要の説明では、除雪車両が安全確認が不十分であって、事故を起こしたというような書き方になるのではないのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

そういう書きぶりもあるんですが、相手の運転手の方も、気づくのが遅かったという証言もありまして、かなり軽自動車の方も、スピードの方も出てたという実態もありまして、結果的にですね、こちらの除雪車の安全確認を怠ってたということと、相手車両、前方不注意というところとあるわけですが、先ほども申しましたように、車両の大きさ

というところでですね、やはり、大型車両の方の過失割合が高くなるというところでございますが、双方に責任があるというところでこのような書きぶりをしたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

答弁がありましたけども、私聞きたいのは、この事故の教訓からですね、今後の事故防止のためにどういう対策をとられるのか。そこら辺は検討しておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

2番議員のご質問にお答えいたします。

この車両事故が起きた後に、即座にですね、委託をしております個人オペ、そして業者の方に、本日、このような事故が発生いたしましたというところで、それぞれ作業に携わっていただきますオペレーターの皆さんに、今一度、除雪作業中の安全確認、そちらのほうを徹底いただいて、十分に安全を確認した上で、安全な作業を実施してほしいということで、それぞれに申し伝えて再発防止に努めているところでございます。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

オペレーターの方に、注意喚起するというのは、これやらないと思いますけども、実際に除雪車は、黄色の回転灯をつけて、前後にヘッドランプつけてですね除雪してるわけでしょ。ですから、本来なら非常に目立つ、目立たないわけない存在だと思うんですよ。

ですから、この事故の教訓というのは、除雪しとる車両の近くへ、一般の車両が近づいたことに一番原因があるんじゃないかと思っています。

以前に見たことがあるんですけども、作業中には、「20メートル以内に近寄らないでください」という看板をつけてやっとなともあるんです。

ですから、住民の皆さんにもですね、やっぱり除雪作業中何が起こるかわからんという意味で、「近くに寄らないでください」というふうな依頼も必要じゃないかと思いますがいかがでしょうかね。

○議長（早樋 徹雄） 質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

引き続き2番議員の質問にお答えいたします。

住民の方に対しましては、例年、12月の自治区長会において、除雪作業中の除雪車に近寄らないでくださいですとか、その他の注意点についてもですね、毎年、自治区長会で説明をして、住民の方にはですね、除雪作業中の安全運行について、ご協力を求めています。引き続き、十分な注意喚起をして、安全な作業に努めたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第3号、同じく、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

事故発生場所がちょっと大字が欠けておるんで、ちょっと場所が分からないんで教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

質問にお答えします。事故があったのは、飯南町頓原でございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

一々この文言に、突っ込むわけじゃないんですが、公用車を車庫に入れようと後進させていたところ、車庫近くの駐車してあった相手方の車両に接触と、大体後ろ見てバックしないですかね。

どういう状況で、確認は多分されとると思うんですが、多分ですよ。どういうふうな状

況かちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

はい、基本的には後ろ見て、確認してバックをするのが基本だと思っておりますけども、当日は雨が降っておりまして、後ろのほうが見えにくい状況であったというふうに聞いておりますけれども、そのところはそれだからいいということではありませんが、基本的には注意を怠っていたというふうに考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第 4 号、令和 4 年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第 5 号、令和 4 年度飯南町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第 6 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第 7 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） はい。

ほかの事業は全て何となく想像がつくわけですけども、一つだけ前田邸公共柵設置工事が年度中にできなかった理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。

前田邸公共柵設置工事につきましては、施工業者との協議の中で、工事の発注になかなか至らなかったことによる繰越しでございます。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

ちょっと今理解に苦しんでおります。もう1回わかりやすく説明をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

昨年度のことですので私のほうからお答えをさせていただきますが、一度ですね、この工事につきましては、事業発注をいたしました。

発注した後にですね、その設置する方のお宅の解体をして、解体をして、解体をした後に、しかるべきところに公共柵をつけるということで、うちのほうも発注をしたんですけども、そのお宅の解体工事のほうがですね、業者のほうが解体がすぐにできないということで、この発注を取りやめて、また設置をするお宅のですね、解体工事の日程が、日程というか、業者との調整がついた後に改めて契約をして、公共柵を設置するというふうに変更となったなっておりましたが、結果的に年度を越すようになってしまいました、繰越しをして、改めて今月のところで契約をし、8月までのところで、この公共柵を設置するということになったことによる繰越しでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、同意第8号、農業委員会の委員の任命についてから、同意第21号、同じく農業委員会の委員の任命についてまでの14議案について関連がございますので、一括議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町一般会計補正予算（第10号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第1号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

3款、2項、4目ですね。子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業ですが、概要資料によりますと対象児童数64名、これは家計急変世帯を含むということでございますが、この家計急変世帯分は何人になるのでしょうか。

それと、これはちょっと私失念してるわけですが、この家計急変世帯という定義を説明していただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○福祉事務所長（門脇 貴子） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 門脇福祉事務所長。

○福祉事務所長（門脇 貴子） 番外。

家計急変世帯につきましては、現在のところ申請はございません。

家計急変世帯の定義ですけれども、今回の申請に関しましては、令和５年１月から令和６年２月の任意の１カ月間の収入というものを、ご本人で選んでいただいて、そこを12倍することで、換算して判定してもらうものになります。

人数、家族の構成人数等によって、相当の限度額が変わってくるものなんですけれども、その限度額で判定していただいたもので家計急変とみなされる場合は、申請がいただけるものとなっております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号、飯南町農林業研修宿泊施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号、財産（ペレット堆肥造粒機）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） ８番、安部丘議員。

○８番（安部 丘） はい。８番。

一般入札の告知については、どのような方法でやられたのかということと、落札率100%、それから、１者入札、競争入札としては非常に課題の残る結果ではなかろうかと思います。それに対して、町の取り組みをお聞かせいただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） ８番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島産業振興課長。

○産業振興課長（長島 淳二） 番外。

８番議員からご質問いただきました。

一般競争入札の告示方法でございますけども、町の掲示板であつたり町のホームページで、一般競争入札の周知を行っております。

また1者入札につきましては、1者のみの入札だったということでございますけども一般競争入札の手順に沿って適正にやっておりましたので、特に問題なかったというふうに思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号、財産（5 t級除雪ドーザ）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） はい。6番。

指名競争入札で辞退された方は、どういう感じで辞退になった。教えていただきたいです。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

辞退をされた理由でございますが、昨年と同様にですね、以前からの半導体不足の影響、そしてウクライナ戦争の影響で鋼材が入手が遅れてるところで、もう1者につきましては、納期のほうが、納期に間に合わないということで、辞退をされたところでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号、町道の路線変更についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

10ページです。2款、1項、5目、財産管理費の庁舎臨時管理費で、その裏面、裏の法面の工事だと思うんですが、どのような方法と、面積、範囲ですね、教えていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

庁舎管理、総務課のほうでお答えします。現在既に施行しているところ、植栽があるところですね。これ特殊な工法でして、急な斜面にも、今後の崩落を防ぐために、ワイヤーを通したもので、施工しております。

今回、一部だけを施工しておりました。これまで。これはいわゆる試しといいたしうか、やってみて効果があるようなら、全範囲をやろうということで一部をこれまでやっておりました。が、1年経ちました。

ご覧のとおり、大雨が降っても崩れることなく定着しておりますので、残りの今シートがかぶせてある部分を、全部施行しようという考えです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

すいません、議案41号全部でよかったですか。

○議長（早樋 徹雄） はい。

○7番（景山 登美男） はい。

19ページの商工費の中で、商業活性化重点支援事業として4,054万8,000円という補正ですけども、説明資料のほうで、元気回復券の配布型と販売型の2つの発行を考えておられるということですけども、この配布型と、販売型の内訳がわかりますでしょうか。もちろんわかるわけですけど、内訳を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。はい。

元気回復支援事業ですが、このたび、今までは、元気回復券をプレミアム商品券と一緒に同時期かぶせたことはございませんが、このたび、初めてこういった格好で同時、同時期に実施をさせていただきたく上程をしております。

配布型につきましては、5,000円のものを住民の数ですね、約4,600冊。それから、販売型につきましては、6,000円のものを6,000冊、合わせて1万400冊を準備をさせていただきたいと思います。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

今の計算するるとこの補正額はというふうになりますか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

失礼いたしました。補正額でいきますと、販売型につきましては、6,000円ですけれども、2,000円分の、要は4,000円で6,000円分の購入、いわゆる2,000円分のプレミアムという格好にしております、予算でいきますと、配布型は5,000円掛ける4,600冊。

販売型は2,000円掛ける6,000冊という計算になっております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

10ページ、款、総務費、項、総務管理費、目、8地域振興費。定住対策事業で、空き家住宅の修繕ということで440万円。これが、工事請負費で上がっておると思いますけれども、空き家対策事業で工事請負するということ自体がちょっと受入れがちょっと素直に入らなかったもんですから、どういう物件で、どういう事由で工事請負をするのか。教えていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

こちらにつきましては、今回のですね、工事の大部分が雨漏り等に対応する屋根の工事が主になっておりまして、その他、内装も老朽化等に伴う、例えば障子の張り替えであったとか襖の取替え。また、こちらが特殊な、空き家対策としての借り上げになっておりますけど、鵬雲館ということで、この当時がですね、寮としての利用も考えておりましたので、そのための原形復旧、復旧といいますか、そういったことも中に含めた内容となっております。

○8番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。

物件がちょっと定かに定まりませんもんですから、どの物件というのを具体的にできないんでしょうか。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

こちらにつきましては、来島地区の野萱にあります鵬雲館になります。来島保育所の斜め横といいますか、空き家です。

○8番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。

基本的に空き家対策は、空き家の家主に補助金を出して、空き家の家主が実施するという町の大方針があったと思います。

それを今回あえて変えて行ふ必要がある物件だったかどうかを述べてください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

こちらにつきましては、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に基づく条例によりまして、町が借りているという物件でありまして、以前もありましたが10年ほどですね町が空き家を借りて、期限が来たらお返しするという物件がありまして、その最後の物件となっております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号、令和5年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号、令和5年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本定例会に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。

また、同意第8号、農業委員会の委員の任命についてから、同意第21号、同じく農業委員会の委員の任命についてまでの14議案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、承認第2号、承認第4号、議案第36号、議案第37号、議案第42号、議案第43号、以上6議案。

教育経済常任委員会は、議案第38号、議案第39号、議案第40号、以上3議案。

予算特別委員会は、承認第3号、承認第5号、議案第41号、以上3議案。

以上のとおり、付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。以上で、委員会付託を終わります。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、7日と8日は休会とし、本会議の再開は、9日、午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日、午後5時までに通告書を提出してください。提出されない方はその旨ご報告をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時36分散会
